

資料編

関係法令等

本業務の実施にあたっての関係法令等は以下のとおりです。【令和2年10月末現在】

- 1) 学校給食法（平成27年6月24日公布（平成27年法律第46号）改正）
- 2) 学校教育法（令和元年6月26日公布（令和元年法律第44号）改正）
- 3) 学校保健法（平成27年6月24日公布（平成27年法律第46号）改正）
- 4) 食品衛生法（平成30年6月15日公布（平成30年法律第53号）改正）
- 5) 建築基準法（令和2年6月10日公布（令和2年法律第43号）改正）
- 6) 都市計画法（令和2年6月10日公布（令和2年法律第41号）改正）
- 7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月3日公布（令和2年法律第36号）改正）
- 8) 消防法（平成30年6月27日公布（平成30年法律第67号）改正）
- 9) 下水道法（平成27年5月20日公布（平成27年法律第22号）改正）
- 10) 水道法（令和元年6月14日公布（令和元年法律第37号）改正）
- 11) 水質汚濁防止法（平成29年6月2日公布（平成29年法律第45号）改正）
- 12) 航空法（令和元年6月19日公布（令和元年法律第38号）改正）
- 13) 健康増進法（令和元年6月7日公布（令和元年法律第26号）改正）
- 14) 景観法（平成30年5月18日公布（平成30年法律第23号）改正）
- 15) 大気汚染防止法（平成29年6月2日公布（平成29年法律第45号）改正）
- 16) 騒音規制法（平成26年6月18日公布（平成26年法律第72号）改正）
- 17) 建設業法（令和元年6月12日公布（令和元年法律第30号）改正）
- 18) 振動規制法（平成26年6月18日公布（平成26年法律第72号）改正）
- 19) 労働安全衛生法（令和元年6月14日公布（令和元年法律第37号）改正）
- 20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月4日公布（平成26年法律第55号）改正）
- 21) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- 22) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月13日公布（平成26年法律第69号）改正）
- 23) エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成30年6月13日公布（平成30年法律第45号）改正）
- 24) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（令和元年12月4日公布（令和元年法律第62号）改正）
- 25) その他関係法令（愛知県及び半田市の条例及び規則を含む。）
- 26) 学校給食衛生管理基準（21文科ス第6010号）
- 27) 学校給食実施基準（30文科初第643号）
- 28) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成25年2月1日付け食安発0201第2号）
- 29) 学校環境衛生の基準（文部科学省告示第60号）

- 30) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示496号）
- 31) 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日 改正）
- 32) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 33) 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課）
- 34) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- 35) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- 36) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 37) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 38) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 39) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 40) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 41) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 42) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 43) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 44) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 45) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 46) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 47) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 48) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 49) 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 50) 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 51) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 52) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 53) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 54) その他関連する文部科学省、国土交通省、厚生労働省、愛知県、半田市、日本建築学会等の基準・指針等
- 55) 半田市ふるさと景観条例（平成23年1月1日施行）

用語集

<あ行>	
アレルゲン	アレルギー症状を引き起こす原因となるもの。
維持管理	建物や設備の性能・機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。
イニシャルコスト	初期費用のことであり、建物では設計費用や建築費用等の建物が完成するまでに必要な費用のこと。
インフラ長寿命化基本計画	国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された基本計画のこと。
インフラ長寿命化計画（行動計画）	老朽化対策に関する政府全体の取組として、インフラ長寿命化基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進め、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。
ウェットシステム（ウェット方式）	ウェットシステムは、床から埃が舞うのを防止するため、水を撒くなど常に床が水で濡れた状態で作業するシステムである。文部科学省において、衛生面（床の細菌やカビの繁殖の防止）や労災の減少（滑りにくい環境）の観点から、乾いた環境（ドライ運用）が推奨されている。
栄養教諭制度	食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う制度。栄養教諭の職務は①食に関する指導、②学校給食の管理。
<か行>	
改修	経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引上げる工事を行うこと。
改築	老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適当な状態にあつたりする既存の建物を建替えること。
学校生活管理指導表	アレルギーを持つ児童生徒のうち、学校生活において配慮を希望する場合、医師が診断結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記載するためのもの。
完全給食	牛乳のみの給食に対し、主食・おかず・牛乳の全てを提供する方法。
旧耐震基準	昭和 56 年の建築基準法改正より前の耐震に関する設計基準のこと。
<さ行>	
市街化調整区域	無秩序な開発を防ぎ、計画的な市街化を図るために定められた都市計画区域の区分の一つで、当面の間は市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」という。市街化調整区域は、多くの場合、農地が広がり建築物の密度が低い地域に指定され、原則として住宅等の建設が禁止されている。

事後保全	建物や設備等において、不具合が出た箇所のみを事後的に修繕し、建築後 50 年程度で改築するというような維持管理の方法。
食育	自ら食を選ぶ能力を含めた食の自己管理能力を育て、一人一人が自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力を育てようとするもの。「知育」「徳育」「体育」という 3 つの教育の基礎に位置づけられる。
ゾーニング	建築計画におけるプロセスの一つ。空間を機能や用途別にまとめて必要な大きさを設定し区分すること。
清浄度	空間の清潔さの度合い。
<た行>	
大規模改造	断熱化等のエコ改修や老朽化した外装・内装の改修等、経年劣化した建物や設備の大部分を改修し、原状回復を図ること。
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、性能・機能を現代の求められる水準まで引上げる改修を行うこと（半田市公共施設等総合管理計画における大規模改修に相当）。
電力デマンド	電力会社との電気料金の契約においてとても重要になる電力の単位となるもの。デマンドとは『30 分間の平均電力』のことを指す。毎時、0～30 分まで、30 分～60 分までを刻んだ平均値になる。1 か月の中で最大になったデマンドを『最大需要電力（デマンド値）』と呼び、電気料金はこの最大デマンド値をもとに計算される。デマンド値が高くなると電気料金も高くなる。
特定原材料	アレルギーを起こしやすいと考えられる食べ物のうち、発症数が多く重要度が高い 7 品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）。これらは食品衛生法で特定原材料に指定されている。
ドライシステム（ドライ方式）	調理場の床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム。
ドライ運用	ウェットシステムの調理場においてもドライシステムと同様、床を乾かした状態で使うこと。このことで床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できる。
<は行>	
H A C C P	Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
バリアフリー化	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等の物理的障壁を除去すること。
風除室	外気の流入や風の吹きつけを緩和する目的で建物の入口（玄関）前に設けられた小空間。玄関フードとも呼ばれる。

<ま行>	
免疫学的機序	人体には、細菌やウイルスなどに対抗するための免疫があります。この免疫の反応によって、自分自身の細胞や組織に対して反応し攻撃を加えてしまう現象のこと。また、免疫反応に異常が起こり、病気の発生に関連している可能性がある場合を免疫学的機序と言う。
目標耐用年数	本市が目標とする、建物を建築してから改築等を行うまでの使用期間のこと。
<や行>	
ユニバーサルデザイン	文化、言語、国籍などや年齢、性別などの違い、障がいの有無などを問わずに利用できることを目指した建築や設備、製品や情報などを設計（デザイン）する考え方。
予防保全	建物の損傷や設備等の異常が軽微である早期の段階から、性能・機能の保持・回復を図るための修繕等を予防的に実施し、耐用年数を 80 年程度まで延ばす維持管理の方法。
<ら行>	
ライフサイクルコスト	計画・設計・施工から、その建築物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。イニシャルコスト（導入コスト）とランニングコスト（維持・運営コスト）に分けられる。
ランニングコスト	建設以降にかかる運用費（光熱水費等）、保全費、修繕費、施設更新費等を含む費用のこと。